

## みんなでつくるまち条例

## 素案ができました。

タウンミーティングを開催します

長久手市のまちづくりの基本となるこの条例は、 みんな(=市民、議会、市)がそれぞれの役割を果たし、 力を合わせてまちをつくるために必要なことを定めるものです。 これから、条例素案をよりよいものに磨き上げていくために、 素案の説明や、意見交換を行います。

次の日程のタウンミーティングのうち、ご都合のよい日にご参加ください! 参加申込は不要です。気軽にお越しください。

11/**17**(金)

10:00~11:30 @杁ケ池体育館 ミーティングルーム 11/**22** (7k)

19:00~20:30 @福祉の家 研修室

11/24(金)

10:00~11:30 @市役所会議室棟 会議室 D·E·F

11/21(火)

19:00~20:30 @西小校区共生 ステーション

11/23(木·祝)

10:00~11:30 @北小学校 多目的室

 $11/25(\pm)$ 

10:00~11:30 @市が洞小学校 多目的室

## 内容(予定)

- 条例素案とこれまでの 取組についての説明
- ·質疑応答、意見交換

## 問合せ

長久手市 市長公室 経営企画課 電話 0561- 56-0600 FAX 0561-63-2100 メール keiei@nagakute.aichi.ip



(仮称)「長久手市自治基本条例」としてきたこの条例の名称を、より市民のみなさんが親しみ やすいよう「長久手市みんなでつくるまち条例」としました。